

埼玉県報

第 149 号 令和 2 年(2020 年) 10 月 13 日 火曜日

目次

規則

○ 埼玉県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則(畜産安全課)

告示

- 自動車税に係る証紙代金収納計器取扱人指定事項変更告示(税務課)
- 自動車税に係る証紙代金収納計器取扱人指定廃止告示(税務課)
- 液体クロマトグラフ/飛行時間型質量分析計に関する落札者等の公示(入札課)
- 災害救助用備蓄食料に関する落札者等の公示(入札課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告(建築安全課)
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告(建築安全課)
- O 建築士免許の取消し(建築安全課)
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し(熊谷県税事務所)

規則

埼 玉県家畜 改良増殖法施行細 則 の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第七十六号

埼玉県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

玉県家畜改良増殖法施行細 則 (昭和二十六年埼玉県規則第十八号) \mathcal{O} \longrightarrow 部を次

のように改正する。

第一条中「第六条」を「第五条」に改める。

第三条中 「第十二条ただ し書」を 「第十二条第 _ 項 た だ し書」 に 改 \emptyset る。

第四条の 前 の見出し及び同条を削 り、 第五条を第四条と 同 条に見出しとし 7

(届出) を付し、第六条を第五条とし、 第七条を第六条とする。

八条第 一号を削り、 同条第二号中「第五条」 を「第四条」に、 式 第二号

を「様式第一号」に改め 同号を同条第一号とし、 同条第三号中 「様式第三号」を

「様式第二号」 に改め、 同号を同条第二号とし、 同条を第七条とする。

様式第一号を削る。

式第二号中 얦8 条関係」を 徭 \neg 条関係」 に、 徭 Ŋ を 徭 4 に 改

め、同様式を様式第一号とする。

様式第三号中 「第8 条関係」を 徭 \neg 条関係」 に、 徭 \neg を 徭 6 《朱 に 改

め、同様式を様式第二号とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県告示第千百三十号

条第六項の規定により告示する。 三項の規定により、証紙代金収納計器取扱人指定事項変更届が提出されたので、同 埼玉県税条例施行規則(昭和二十五年埼玉県規則第四十一号)第三十五条の二第

令和二年十月十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

整備振興会一般社団法人	整備振興会一般社団法人	整備振興会一般社団法人	整備振興会一般社団法人	整備振興会一般社団法人	整備振興会一般社団法人	取 収納計器
変更器の名称	計器の追加	変 更 の 名 称	変 更 の 名 称	計器の追加	変 更 の 名称	変更事項
0 S パネオ 1 H ン (株) 2 - (株) 0 2 1 0 8 1 7 0	I	0 S パネオ 1 H ン (株) 2 - (株) 1 0 2 1 8 1 ジャ	0 S パネオ 1 H ン (株) 2 - (株) 1 0 2 1 1 0 8 1 4 0		0 S パネオ 1 H ン (株) 2 - (株) 1 0 2 1 1 0 8 1 3 0	変 更 前
0 S ジ ク 1 H ヤ パ デ 2 - パ ディ 1 0 2 ン (株) 7 0 ト	0 S ジ ク 1 H ヤパア 2 - パイエン 1 0 (株) 8 1 8 0	0 S ジ ク 1 H ヤ ア 2 - パ イ 1 0 2 ン (株) 8 1 6 0 ト	0 S ジ ク 1 H ヤ ア 2 - ソ バ 1 0 2 ン (株) 1 0 株 4 0	0 S ジ ク 1 H + パ ア 2 - ソン (株) 1 0 k 8 1 ト	0 S ジ ク 1 H + パ ア 2 - ソン (株) 1 0 k 8 1 3 0	変 更 後
十月一日年	十月一日 年	十月一日 年	十月一日 年	十月一日 年	十月一日 年	年変月甲

整備振興会一般社団法人	整備振興会一般社団法人	整備振興会一般社団法人	整備振興会一般社団法人	整備振興会一般社団法人	整備振興会一般社団法人
変 計 更 器 の 名 称	計 器 の 追 加	変	変	計 器 の 追 加	変 計 器 の 名 称
0 S パネ 1 H ン(オ 2 - 株) 0 2 h 1 0 ト 9 1 ジャ	I	0 S パ ネオ 1 H ン (株) 2 - 2 (株) 1 0 9 1 2 0	0 S パン(木 1 H · (株) 2 · (株) 1 0 2 1 9 1 0 0		0 S パネオ 1 H ン(株) 2 - (株) 1 0 2 1 8 1 ジャ
0 S ジ ク 1 H ヤ ア 2 - パ デ 0 2 ン ィ 1 0 株 9 1 か 3 0 ト	0 S ジ ク 1 H ヤ パ ア 2 - パ イ エ 0 2 ン (株) 9 1 0 4 0	0 S ジ ク 1 H ヤ パ ア 2 - ソ (株) 1 0 (株) 9 1 2 0 ト	0 S ジ ク 1 H ヤ ア 2 - パ イ 0 2 ン (株) 9 1 0 0 0	0 S ジ ク フ フ ア ディ エ ン ト 1 D ト	0 S ジャア 1 H パン (株) 0 2 0 (株) 9 0 ト
十月一日 年	十月一日 年	十月一日 年	十月一日 年	十月一日 年	十月一日 年

埼玉県告示第千百三十一号

規定により告示する。 三項の規定により、証紙代金収納計器取扱廃止届が提出されたので、 埼玉県税条例施行規則(昭和二十五年埼玉県規則第四十一号)第三十五条の二第 同条第六項の

令和二年十月十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一般財団法人関東陸運振興センター	収納計器取扱人
令和二年九月三十日	廃止年月日

埼玉県告示第千百三十二号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和二年十月十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量液体クロマトグラフ/飛行時間型質量分析計 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県環境科学国際センター 埼玉県加須市上種足914
- 3 落札者を決定した日 令和2年9月18日
- 4 落札者の氏名及び住所 有限会社サンズコーポレーション 埼玉県さいたま市緑区大間木 3 丁目 21番地 13
- 5 落札金額 40,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日令和2年7月31日

埼玉県告示第千百三十三号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和二年十月十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量災害救助用備蓄食料 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 農林部農産物安全課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日令和2年9月18日
- 4 落札者の氏名及び住所星野総合商事株式会社 埼玉県川口市本蓮1丁目1番9号
- 5 落札金額 54,138,326円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日令和2年7月31日

埼玉県告示第千百三十四号

準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において 測量計画機関であるさいたま地方法務局から次のとおり公共測量を実施する旨の

令和二年十月十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

測量計画機関

さいたま地方法務局

 \equiv 作業種類

公共測量 (基準点測量)

 \equiv

作業地域

所沢市旭町、 西新井町

兀 作業期間

令和二年十月十五日から令和三年二月二十八日まで

埼玉県告示第千百三十五号

準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において 測量計画機関であるさいたま地方法務局から次のとおり公共測量を実施する旨の

令和二年十月十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

測量計 画機関

さいたま地方法務局

 \equiv 作業種類

公共測量 (基準点測量)

 \equiv

作業地域

さいたま市浦和区瀬ケ崎一丁目の 部 (西側)

兀 作業期間

令和二年十月十五日から令和三年二月二十八日まで

埼玉県告示第千百三十六号

第十四条第三項の規定により公示する。 \mathcal{O} で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

令和二年十月十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一測量計画機関

入間市

二作業種類

公共測量 (二級基準点測量、三級水準測量)

三 作業地域

入間市大字小谷田地内

四 作業期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十六日まで

埼玉県告示第千百三十七号

規定により、その旨公告する。 11 ので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条第一項の 次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できな

は、 許を取り消す。 この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出 宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、 当該宅地建物取引業者の免 がないとき

令和二年十月十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

五十四番地)		
地埼玉県上尾市原市七百		
地建物取引業法上の所在		
せんげん台駅前508(宅		
丁目二十六番一号コスモ		サービス
埼玉県越谷市千間台西一	兼武辰雄	有限会社サンセット通信
主たる事務所の所在地	氏名(法人にあって	商号又は名称

埼玉県告示第千百三十八号

規定により、その旨公告する。 11 ので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条第一項の 次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できな

は、 許を取り消す。 この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出 宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、 当該宅地建物取引業者の免 がないとき

令和二年十月十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

ョ 右	7 €
有限会社和コーポレーシ	商号又は名称
曽根久和	氏名(法人にあって
丘五丁目十番七号埼玉県比企郡鳩山町鳩ケ	主たる事務所の所在地

埼玉県告示第千百三十九号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、 次のとお

り建築士の免許を取り消したので、公告する。

令和二年十月十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 免許の取消しをした年月日

令和二年十月七日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

鈴木 千尋

 \equiv

前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の

別

四 第二号に掲げる者の登録番号

二級建築士

第三二一四四号

免許取消しの理由

五.

建築士法第九条第一項第一号による

埼玉県熊谷県税事務所長告示第一号

より、次のとおり特約業者の指定を取り消した。 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第百四十四条の九第三項の規定に

令和二年十月十三日

埼玉県熊谷県税事務所長 髙 橋 英 樹

令和二年九月三十日	指定取消年月日
埼玉県秩父市中宮地町二十一番七号	事業所の所在地主たる事務所又は
代表取締役 星野 敏	代表者の氏名
有限会社星野商会	氏名又は名称